

公共下水道の使える区域が広がります

3月31日(木)から、北部区画整理地区の一部をはじめ、97分の区域で新たに下水道が使えるようになります。これで、市全体で下水道が使える区域は1405分の1になり、市民の約50%の人が下水道を使えるようになります。

新たに下水道が使えるようになる区域の縦覧を行います

とき 3月12日(金)～26日(金)(土・日曜日、祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
ところ 下水道管理課(西庁舎2階)

一日も早く下水道に接続を

川や海を汚す最大の原因は、家庭から出る生活排水です。生活排水による水質汚濁から自然を守り、清潔で快適な生活環境をつくるため、下水道が使えるようになったら、一日も早く接続をお願いします。

昨年12月末日現在では、下水道が使える区域の約8割の市民(約6万7000人)が下水道を利用しています。

利用にあたっては、ふる・台所などの雑排水やし尿を下水管に、雨水は今までどおり道路側溝などに、そ

れぞれ分けて流す必要があります。敷地内の排水管や排水ますは個人の財産ですので、個人の負担で設置工事をするようになります。この工事については、市が指定した「安城市排水設備工事指定工事店」へ直接お申し込みください。

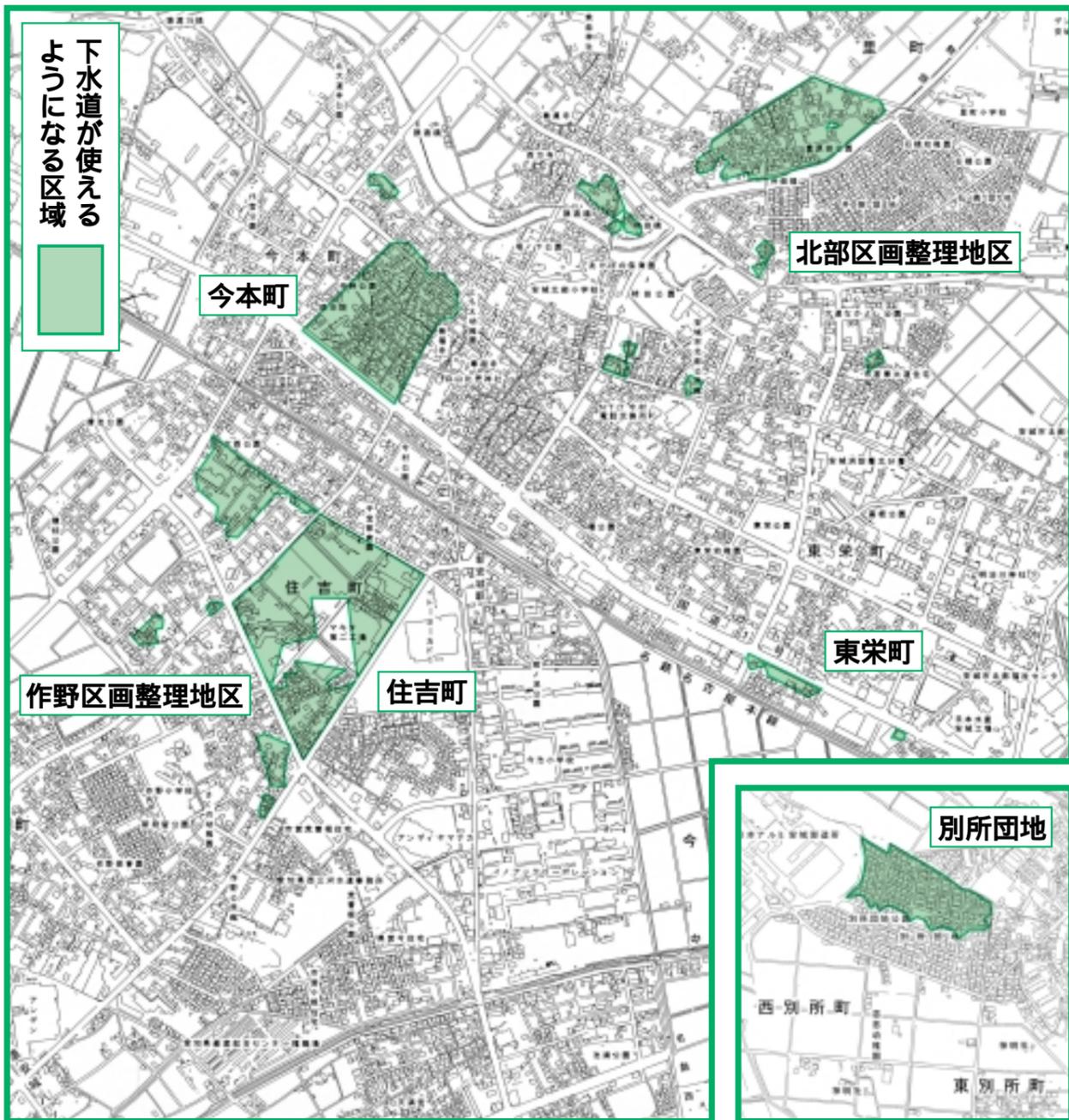
受益者負担金の支払いはお済みですか？

下水道を整備するにあたり、その区域内の地権者の皆さんには、下水道事業の建設費の一部として「受益者負担金」を納めていただきます。

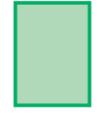
負担金の納期は、9月と3月の年2回となっております。分割納付と一括納付(毎年9月の納期中のみ可能)の2通りの方法があります。

負担金の未納額があると、下水道へ接続することができませんので、忘れずに納めてください。納付書をなくした人は、再発行しますのでご連絡ください。なお、口座振替による納付はできません。

また、区画整理地区内の一部の土地などでは、負担金の徴収を猶予していきます。猶予の取り消しをするときは、あらかじめ該当する人へお知らせします。



下水道が使えるようになる区域



問い合わせ
料金・負担金については
下水道管理課
下水道整備については
下水道建設課

